

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 4 月 24 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例
相模原市国民健康保険条例(昭和 34 年相模原市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第 14 条 給与等(所得税法第 28 条第 1 項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与等をいい、賞与(健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したことによるとき又は発熱等の症状があり当該感染症に感染したおそれのあることによることに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月の前月を含む直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額(その額に 5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。)の 3 分の 2 に相当する額(その額に 50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級のうちの

最高等級の標準報酬月額 $\frac{1}{30}$ に相当する額(その額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。) $\frac{2}{3}$ に相当する額(その額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。) $\frac{2}{3}$ を超えるときは、その額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等の調整)

第15条 前条第1項の期間において、給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その一部の支払を受けることができる給与等の額が、同条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

- 2 前条第1項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、地方公務員等共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の相模原市国民健康保険条例附則第14条及び第15条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

提案の理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から当該感染症に感染した被保険者等が休業しやすい環境を整えるため、臨時の措置として被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

議案第 67 号関係資料

相模原市国民健康保険条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 傷病手当金の支給に係る規定の追加(附則第 14 条関係)

- ア 給与等の支払を受けている被保険者であって新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあることにより労務に服することができないもの(以下「感染症患者等」という。)の属する世帯の世帯主に対し、当該労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間(以下「支給対象期間」という。)のうち労務に服することを予定していた日について、傷病手当金を支給するもの
- イ 支給する額は、1日につき、原則として、直近の継続した3月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除した額の3分の2に相当する額とするもの
- ウ 支給期間は、支給を始めた日から起算して1年6月を超えないこととするもの

(2) 傷病手当金と給与等の調整に係る規定の追加(附則第 15 条関係)

- ア 支給対象期間のうち感染症患者等が給与等の支払を受けることができる期間は、傷病手当金を支給しないこととするもの。ただし、当該給与等の一部の支払を受ける場合であって、その額が傷病手当金の額より少ない場合は、その差額を支給することとするもの
- イ 同一の事由につき各種保険法の規定により給付を受けることができる場合は、傷病手当金を支給しないこととするもの

2 施行期日等

公布の日とし、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用

令和2年度相模原市一般会計補正予算(第1号)

令和2年度相模原市の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額307,200,000千円に歳入歳出それぞれ1,116,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ308,316,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月24日提出

相模原市長 本村賢太郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
55 国庫支出金		61,502,511	306,264	61,808,775
	5 国庫負担金	55,009,638	242,620	55,252,258
	10 国庫補助金	5,805,886	63,644	5,869,530
75 繰入金		5,883,204	764,164	6,647,368
	10 基金繰入金	5,823,231	764,164	6,587,395
85 諸収入		13,364,884	45,572	13,410,456
	25 雑入	2,516,251	45,572	2,561,823
歳入合計		307,200,000	1,116,000	308,316,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 衛生費		千円 26,833,441	千円 730,855	千円 27,564,296
	5 保健衛生費	13,426,779	730,855	14,157,634
45 消防費		8,267,794	24,381	8,292,175
	5 消防費	8,267,794	24,381	8,292,175
50 教育費		49,234,348	60,764	49,295,112
	5 教育総務費	7,264,893	7,264	7,272,157
	10 小学校費	22,898,964	45,900	22,944,864
	15 中学校費	13,874,120	7,600	13,881,720
70 予備費		100,000	300,000	400,000
	5 予備費	100,000	300,000	400,000
歳 出	合 計	307,200,000	1,116,000	308,316,000

令和2年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和2年度相模原市国民健康保険事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額70,579,000千円に歳入歳出それぞれ10,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,589,000千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月24日提出

相模原市長 本村賢太郎

第1表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
25 県支出金		49,359,000	10,000	49,369,000
	10 県補助金	49,359,000	10,000	49,369,000
歳入合計		70,579,000	10,000	70,589,000

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 保険給付費		千円 48,790,000	千円 10,000	千円 48,800,000
	30 傷病手当諸費	0	10,000	10,000
歳 出 合 計		70,579,000	10,000	70,589,000